

○飯能市社会福祉法人設立認可指導要綱

平成25年3月29日

告示第129号

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第31条第1項及び第32条の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立の認可（以下「設立認可」という。）に必要な手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業主の責務)

第2条 法人の設立認可の申請を行おうとするもの（以下「事業主」という。）は、関係法令等の趣旨を十分理解し、市民の福祉の増進に寄与するため、この要綱の規定を遵守しなければならない。

(事前相談)

第3条 事業主は、次条に定める事前協議の手続を円滑に行うため、法人が行おうとする事業の内容、開始時期、施設整備の有無、国又は県の施設整備補助金の有無等の必要な事項について、あらかじめ市長に相談しなければならない。

2 事業主は、法人の設立の必要性及び目的、法人が行おうとする事業の種類等について、市の関連する計画、施設の整備計画等を踏まえて相談を行うものとする。

(事前協議)

第4条 第3条に規定する事前相談を行った事業主は、関係法令を遵守して法人の設立に必要な事項について改めて市長と協議しなければならない。

2 前項の規定により、事前協議を行う場合は、社会福祉法人設立認可協議書（別記様式）に必要な書類等（以下「協議書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する協議書等は、市長が定める期日までに、設立しようとする法人を所管する部署に提出するものとする。

(外部機関への調査委託)

第5条 市長は、事業主が法人を運営する能力があるか審査する際に必要があると認めるときは、弁護士、公認会計士等に依頼して調査し、判断するものとする。

(審査会)

第6条 市長は、第4条に定める協議書等を受領したときは、飯能市社会福祉法人設立認可審査会（以下「審査会」という。）に付議し、審査を行うものとする。

(審査結果の報告)

第7条 市長は、事前協議の審査の結果が出たときは、速やかに事業主に通知するものとする。

(設立認可申請)

第8条 事業主は、市長が法人の設立を承認した場合は、市長が定める期日までに、法に基づく手続等を行うものとする。

(取下げ)

第9条 事業主は、第4条に定める事前協議又は法に基づく手続等の申請を取下げるときは、市長に取下書を提出しなければならない。

(設立登記)

第10条 事業主は、市長が社会福祉法人の設立を認可した場合には、速やかに社会福祉法人の設立登記をしなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

別記様式(第4条関係)

社会福祉法人設立認可協議書(平成 年 月現在)

1 施設新設の有無(平成 年 月事業開始) 2 改築の有無(平成 年 月事業開始)

法人	(法人名称・ふりがな)		(所在地)		(他に経営する主たる施設等)					
整備施設	(施設種別) ① ② ③ ④	(施設名)			(定数)	(所在地)				
区分	(ふりがな)氏名	生年月日(年齢)	現職	社会福祉事業関係歴等	役員専任区分(該当に○印)					特殊関係有無
					学識経験者	地域福祉関係	施設長	その他	財務諸表読める人	
役員	理事長	( )	( )	(現・元)						有・無
	理事	( )	( )	(現・元)						有・無
		( )	( )	(現・元)						有・無
		( )	( )	(現・元)						有・無
		( )	( )	(現・元)						有・無
	専事	( )	( )	(現・元)						有・無
		( )	( )	(現・元)						無
	評議員会設置		有( )人・無		(評議員名簿は理事と同様書式で別添のこと)					
土地	地目	面積 筆 m <sup>2</sup>	整備資金計画	総合計 (円)		施設整備等 補助者等 金額 (円)		土地の購入 補助者等 金額 (円)		
	規制			合計	_____	_____				
	所有者	付補助(交)金等		_____	国、県及び飯能市					
	取得	寄附購入 借用(地上権・賃借権)		借入金	_____	独立行政法人 福祉医療機構				
施設	面積	面積 m <sup>2</sup>	寄附金	_____	(寄附者氏名)		(寄附者氏名)			
	構造		自己資金	_____						
	建設にかかる地元 の同意書	近隣住民 (有・一部・無)								
借入償還計画 (円)	借入先	元金	新規借入分		新規借入分の償還財源内訳(利子分を含む)				(参考) 既借入分計	
			元金	利子分計	合計					
	年度									
	年度(償還初年度)									
	年度～年度 (累計額)									
年度(償還最終年度)										
計										
新設法人	運転資金	円	寄附者氏名・金額 ①		円	②	円			
	法人事務費	円	寄附者氏名・金額 ①		円	②	円			